

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 大務務 典房
次次
臣秘書官審議長

政北経環宣審 外
代ア大人察 研
表大使使大参 長

総儀対要厚情研
察人③在歴史オ図

④報官 審報際内外ブ

文長 審一二

仰移長 参政保対旅外

審総安平
長 企国

審 審軍不原科

国長 審行専入難地

⑦長 ⑧地中東
⑨東西

北米長 審一二保

南長 審一二

長 参西口東
西新洋
二独

近ア長 参一二アア
一二

経 審総漁国
長 審経二国
一永二
経途

参海 審準

経南長 審⑧調用無
⑨審緊評⑩有理

条長 参参条協⑪

⑫長 参国折折調セ

総 番 号 R225169

主 管

月 4日
平成 6年 11月 4日

韓 国 発
本 省 着

亜 北

外 務 大 臣 殿

山 下 大 使

在韓ひ極者問題（ひ極者援護法案確定：解説記事）

第3911号 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO4871-01）

往電第3903号に関し、

4日付韓国日報は、被爆者援護法案確定に関し、解説記事において厳しく批判しているので、右解説記事の内容を以下の通り報告する。

1. 日本の連立与党が2日に承認した被爆者援護法案は、これまで補償の対象から除外されていた、69年以前に死亡した被爆者の遺族に対し、特別葬祭費という形で支給を行うことを規定し、戦後処理問題において多少進歩したという評価を受けている。しかし、右法案によれば、韓国人被爆者のうち韓国に帰国した人は支給対象から除外されており、韓国国内の被爆者及び関連団体の反発を招くのはもちろんのこと、日韓間の外交摩擦にまで発展し得る素地を残すものである。在韓被爆者を対象から除外したことによって、最近、戦後処理努力を対外的にアピールしている日本の真意が疑わしくなる。
2. 日本政府は、支給するのは死亡者に対する弔慰金ではなく、あくまで葬祭費であることを強調しており、国家の戦争責任から巧妙に逃れている。右法案から読み取れる日本の立場は、結局、「支給は行うが、国家の不法行為に対する賠償責任を認めている訳ではない」ということに帰結する。
3. 日本政府が戦後処理問題をかかるやり方で解決させようとする限り、日本が戦争に対する真の謝罪を行わず、国際社会で影響力を拡大することのみを狙っているという批判を免れない。
4. 被爆者援護法案が確定した背景としては、安全保障、自衛隊に関し政策転換をしたことによって存在意義を失いつつある社会党の危機意識が考えられるが、右法案が国会を通過すれば関連団体の批判と同時に、一般の戦争犠牲者とのバランスの問題も生じ、これに伴い、右法案をめぐる論争や訴訟が予想される。